

栃 木 県 政 務 活 動 費
マ ニ ュ ア ル

平成 2 5 年 3 月

栃 木 県 議 会

目 次

1	政務活動費の概要	1
(1)	制度の目的	1
(2)	根拠規定	1
(3)	政務活動費の使途（「その他の活動」）に係る、国会における委員会 審査答弁の概要	1
(4)	政務活動費の対象とならない活動に係る、国会における委員会審査 答弁の概要	2
(5)	制度の概要	2
2	会派が行う政務活動	3
(1)	対象となる政務活動	3
(2)	政務活動の実施方法	4
ア	政務活動実施計画等	4
イ	会派が行う政務活動（例示）	4
ウ	議員やグループが行う政務活動（例示）	4
3	充てることができる経費の範囲	5
(1)	政務活動費執行にあたっての原則	5
(2)	経費の範囲の考え方	5
ア	政務活動費の充当が不適当な経費	5
イ	経費の範囲の考え方	7
ウ	経費の範囲の運用指針	13
(7)	交通費、宿泊費、ガソリン代等	13
(4)	会費等の支出の考え方	13
(7)	按分による支出の考え方	15
(1)	領収書等の添付及び使途等の記載	17
4	会計処理	18
(1)	政務活動に要した経費の支出方法	18
(2)	政務活動費の経理方法	18
(3)	政務活動費の返還	18
5	政務活動の報告	19
6	収支報告	19
(1)	収支報告書等の提出、及び閲覧又は写しの交付	19
7	調 査	19
(1)	議長の調査	19
(2)	議会事務局による確認	19
(3)	政務活動費マニュアルの運用についての疑義等	19
8	政務活動費手続きの流れ	20
	《資料編》	
	関係法令等	23

1 政務活動費の概要

(1) 制度の目的

議員が、議員としての職責・職務を果たすために行う政務活動（調査研究その他の活動）に資するため、必要な経費の一部として交付されるものである。

《参考》議員の職責・職務【都道府県議会制度研究会最終報告(H19.4.19)より】

○議員の職責

- ・ 公務員として住民全体の奉仕者たるべき責務
- ・ 住民の直接選挙によって選出されることから生ずる住民の代表者としての責務
- ・ 合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務

○議員の職務

- ・ 自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと
- ・ 政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動を行うこと
- ・ 政策形成に関する調査研究の推進に資するため、議案調査、事務調査などの活動を行うこと
- ・ 議会の適正かつ効率的な運営・管理を確保するために、会派代表者会議などの会議に出席すること
- ・ 議会の会議における審議を通じて団体意思（例えば条例）または機関意思（例えば意見書）を確定（決議）すること
- ・ 執行機関としての首長等による団体意思の執行・実施が適法・適正に、かつ公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促し、または代案を提示すること
- ・ 団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうか評価し、必要な対応を促すこと
- ・ 自治体が主催・共催する記念式典その他の公式行事に出席すること

(2) 根拠規定

- ・ 地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項
- ・ 栃木県政務活動費の交付に関する条例
- ・ 栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(3) 政務活動費の使途(「その他の活動」)に係る、国会における委員会審査答弁の概要

○例えば、従来、調査研究活動と認められていなかった議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、交通費、あるいは議員として地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の会議に要する経費のうち、調査研究活動と認められていなかったものといったものについても条例で対象とすることができるようになると、こういう趣旨での改正ということでございます。〔橋 慶一郎 衆議院議員、《同趣旨》稲津 久 衆議院議員〕

(4) 政務活動費の対象とならない活動に係る国会における、委員会審査答弁の概要

○あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるということから、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは条例によっても対象にすることができない、このようにしております。

また、本会議や委員会への出席、全員協議会への出席、議員派遣等の議会活動は、従来どおり、費用弁償の対象となるために政務活動の対象とはならない、このように考えているところでございます。〔稲津 久 衆議院議員、《同趣旨》橋 慶一郎 衆議院議員〕

○委員御指摘のように、政務活動費の名称変更後も、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるということでございます。そうしたことから、議員としての活動に当たるものに限られ、飲食代が使途として認められるかどうかは一概には言えないと承知をいたしております。

なお、飲食代につきましては、例えば、従来の裁判例において、会議室を借りるなど賃借にかえて少人数の会議を喫茶店で行うなど、喫茶代金は研修会等に要する費用に当たるとして、政務調査費の使途として認められているところでございます。ところが、委員御指摘いただきましたように、バーやクラブなどの飲食費は、社会通念上、会合を行うのに適切な場所とは言えないために、政務調査費の使途として認められていないと承知をいたしております。〔皆吉 稲生 衆議院議員〕

(5) 制度の概要

交付対象	議会における会派（所属議員が1人であるものを含む）	条例第2条
交付額（月額）	月額30万円に月の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額	条例第3条
交付方法	毎四半期の最初の月（原則年4回）	条例第7条
充てることができる経費の範囲	会派（その所属議員を含む。）による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。	条例第8条 条例別表
証拠書類等の整理保管	会派の政務活動費経理責任者は、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を5年間保存しなければならない	規程第7条
収支報告書の提出等	収支報告書に領収書その他の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない	条例第9条
使途の透明性の確保等	議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする	条例第12条 の3
政務活動費の返還	知事は、交付した政務活動費に残余があるときは、返還を命ずることができる	条例第11条
収支報告書等の保存	議長において、5年間保存しなければならない	条例第12条
収支報告書等の閲覧又は写しの交付	何人も、議長に対し、閲覧又は写しの交付を請求することができる	条例第12条

2 会派が行う政務活動

(1) 対象となる政務活動

会派が計画した会派（その所属議員を含む。）による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動であれば該当する。

会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究その他の活動は対象とはならない。

このことから、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で、会派の政務活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができるものとする。

(2) 政務活動の実施方法

ア 政務活動実施計画等

- ・ 各会派は、その年度の政務活動実施計画を作成し、当該計画に基づき政務活動を行うものとする。

ただし、年度途中において新たに政務活動を必要とする課題が生じたときは、随時、計画の変更を行うものとする。

- ・ 議員又は会派内の議員で構成するグループは、会派が決定した政務活動実施計画に基づき政務活動を分担して行うものとする。

なお、その際会派は、議員やグループが分担する政務活動を明示することとし、議員やグループは、会派に対し政務活動報告書を提出することとする。

※政務活動費は、条例第4条に基づく会派結成届を議長に提出した会派（所属議員が一人であるものを含む。）に対して交付されることから、会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から会派の所属議員に対し、政務活動に関する委託を行っておくことが望ましい。（参考様式参照）

イ 会派が行う政務活動（例示）

- ・ 研究機関等への委託による調査研究
- ・ 会派が雇用する職員による調査研究
- ・ 所属議員を対象とした研修会又は講演会の開催
- ・ 調査研究に係る各種会議の開催
- ・ 図書、資料等による調査研究
- ・ 会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動を通じた住民意見の聴取
- ・ 地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動

- ・ 勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議
- ・ 予め日時場所等を特定して会議として開催する住民相談会

ウ 議員やグループが行う政務活動（例示）

- ・ 会派が作成した実施計画に基づく調査研究、現地調査等
 - ・ 他団体が開催する研修会、講演会等への参加
 - ・ 会派の構成員として住民から個別に相談を受ける住民相談
 - ・ 議員の事務所で行う会派としての住民相談
 - ・ 要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など、住民の意思を把握する活動
- * 一人の議員又は一つのグループが複数のテーマを担当することは可能である。

3 充てることができる経費の範囲

(1) 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動は会派の自発的な意志に基づき行うものであるから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。

ただし、政務活動のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）等については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準で支出することとする。

また、各経費に共通する特に留意すべき事項は次のとおり。

① 政務活動費の趣旨に沿った運用を行う。

条例第8条に規定する政務活動の趣旨（県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動）に適う運用（政務活動との関連性及び有用性）に留意する必要がある。その結果、党勢拡大等を目的とした政党活動や、立候補及び当選等を目指した選挙活動、後援会活動、さらには慶弔など私人としての活動とは一線を画する必要がある。

なお、政務活動として認められる内容が含まれている場合は、経費を按分して負担する。

また、すべての経費（特に飲食を伴う会合）について、社会通念上の妥当性の観点から充当することの適否を判断する。

② 資産形成に資することがないよう留意する。

政務活動上の必要性及び有用性の程度に照らして、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされるおそれがあるため、除外する。

③ 親族の雇用、親族所有の事務所の賃借については慎重に対応する。

(2) 経費の範囲の考え方

ア 政務活動費の充当が不適当な経費

(7) 政党活動経費

- ・ 党大会への出席に要する経費（党大会参加費、党大会参加旅費等）及び党大会賛助金
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席に要する経費
- ・ 県連（政党等）活動に要する経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費
- ・ 政党組織の事務所の設置維持に要する経費（人件費を含む）
- ・ 政党の役員経費（専従職員に対する給与、各種手当等）等政党の経費
- ・ 党が開催する政策研究会への参加（純粋に研修を目的とすることについて合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされる）
- ・ 政党の政策パンフレットをそのまま配布すること（合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされる）

(4) 選挙活動経費

- ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成に要する経費
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

(9) 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催に要する経費

(1) 私的経費

- ・ 団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に要する経費
- ・ 慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）
- ・ 冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）に要する経費
- ・ 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行に要する経費
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

(カ) その他適当でない経費

- ・ 「県政報告会」と称しながら、飲食のみに終始した会合の経費
- ・ 傍聴者のためのバスの借り上げ料
- ・ 地域関係者等を伴って要請陳情活動を行う場合の、自身以外に係る経費（陳情に必要な参考人等（大学教授等の有識者）の同行旅費等）

会議費

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費
- ・ 公職選挙法等の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に要する経費

[例 「公職選挙法」(第199条の2)]

寄付に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）

事務所費

次の経費への支出は資産形成（政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等）と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置（冷蔵庫、美術品、衣服等）
- ・ 事務所用の土地・建物の取得など資産形成につながるものや自動車の購入及び維持修理に要する経費

※会費として支出するのに適さない例

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

例:町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等

- ・ 政党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 政党本来の活動にともなう国政報告会への参加経費
- ・ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーに出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費

例:結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

イ 経費の範囲の考え方

経費	内容	使途の例示	経費の範囲の考え方	
調査研究費	会派による県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費（資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）	<p>・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含む</p> <p>・会派の雇用する職員は、会派（所属議員を含む。）が行う政務活動の補助者としての経費の対象に含まれる（他の経費についても同じ）。</p>		
		視察経費	<p>・証拠書類の添付様式又は支払証明書による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する</p> <p>・原則実費弁償とする</p> <p>・調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は、時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要である</p> <p>・議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費については、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は政務活動費として認められる。</p>	
		交通費	J R、私鉄、バス、地下鉄	<p>・実費充当 領収書の写し又は支払証明書</p> <p>* 鉄道利用の場合、県内旅行、県内東京間の旅行及び県内を起点とする片道100km未満の旅行は、特別車両料金（グリーン料金）を計上できない</p>
			タクシー	・実費充当 領収書の写しを添付
			航空機、船舶	<p>・実費充当 旅行会社の領収書の写し又は支払証明書、搭乗が確認できる搭乗券の写し</p> <p>* 国内線のスーパーシート料金は計上できない</p>
			高速道路料金 駐車場料金	・実費充当 領収書又は利用明細書の写しを添付
			自家用車	<p>・燃料代相当として、政務活動に要した走行距離1km当たり37円で計算した額</p> <p>・領収書は不要</p>
		宿泊費等	宿泊費等	<p>・実費充当 領収書の写しを添付</p> <p>・20,000円を上限とする</p>
			食卓料	<p>・定額3,000円 領収書は不要</p> <p>内訳（朝1000円・夜2,000円）</p>
			委託費（事務所費、人件費を含む）	<p>・契約書、証拠書類の添付様式、成果品などにより確認</p> <p>民間調査機関・会派内の研究会・会派構成議員等への調査委託費</p> <p>※会派から議員個人が調査研究委託を受け、事務所を使用した場合は事務所費、事務員を雇用した時は人件費を計上できる。会派への報告は調査研究費となる</p> <p>※調査研究以外の政務活動委託を受けた時も、調査研究費として整理する。</p>

経費	内容	使途の例示	経費の範囲の考え方
調査研究費		文書通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・ファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む（他の経費について同じ） ・領収書を添付する
研修費	<p>1 会派による研修会、講演会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等）</p> <p>2 他の団体等が開催する研修会、講演会等（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）</p>	<p>・「(他の団体との共同開催の場合を含む。)」とは、会派と会派、会派と団体(企業・学校)、会派と個人などを想定している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む ・他の団体等が開催する研修会等に会派が参加する場合には、研修に伴い実施される視察も対象とする ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む ・会派活動として参加する場合には、議員が雇用する職員が研修等に参加するための経費に充当できる 	
		交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費の交通費と同じ
		宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費の宿泊費等と同じ
		会費、参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しを添付 ・研修会資料等を保管する *研修会に付随して又は連続して懇親会がある場合は、会費・参加費の内訳で懇親会の経費が分かる場合は、当該懇親会経費を除いて充当する なお、会費・参加費と懇親会の内訳が分からない場合は、5,000円を懇親会経費として除いて充当する
広聴広報費	<p>会派による県政に関する公聴広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）</p>	<p>・「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広聴活動の対象には、会派の政策、国政の課題などを含む ・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象とする ・会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象とする。 ・議会傍聴案内の作成などに要する経費は、議会活動報告としての意味を有するなど政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することを可能とする。 	
		<p>広報紙・報告書等印刷費、文書通信費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しを添付 ・文書通信費には、広報紙・報告書等の送料を含む ・後援会と共同で作成する場合や同じ広報紙に県政報告など政務活動の内容としての広報と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動が掲載されている場合は、経費を按分して政務活動費を充当する。
		交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費の交通費と同じ

経費	内容	使途の例示	経費の範囲の考え方
要請陳情等活動費	会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などを想定している ・「住民相談」は、会派の構成員として住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別する ・住民相談は、政務活動の趣旨に沿った内容であることが必要である ・「要請陳情、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含む ・原則として行為主体である会派や議員の活動（補助者を含む）に対して充てるものとする 	
		交通費	・調査研究費の交通費と同じ
		宿泊費等	・調査研究費の宿泊費等と同じ
会議費	<p>1 会派による各種会議、住民相談会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等）</p> <p>2 他の団体等が開催する各種会議（当該団体との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派による「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や会派活動の前提となる諸会議も含む ・「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との住民相談とは区別される ・「各種会議、住民相談会等」及び「他の団体が開催する各種会議」には、各種会合、式典などを含む ・公務として認められているものと同内容の県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への出席に要した経費は充当できる ・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含む ・親睦行事等と併せて実施された視察、交流会等の経費、著名人等の「顕彰会」に係る会費・参加経費は、内容・目的が政務活動費の趣旨に適っていれば充当できる 	
		会場費、会場運営費 講師謝金 機材借上げ費 資料印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しを添付 ・証拠書類の添付様式又は支払証明書による実績報告を行うことで、政務活動であることを確認する
		食糧費（政務活動として開催する朝食会等及び政務活動として開催する会議の茶菓等）	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しを添付 ・公職選挙法等の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に要する経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。 <p>[例「公職選挙法」(第199条の2)] 寄付に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）</p>
		交通費	・調査研究費の交通費と同じ
		宿泊費等	・調査研究費の宿泊費等と同じ
資料作成費	会派による活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、委託費、原稿料等）	印刷・製本費 写真代 パネル等作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・資料作成を外部に委託することも対象とする ・基本的には、上記の調査研究費等以外に必要な資料（事務的打ち合わせのための資料等）を対象とする ・領収書の写しを添付

経費	内容	使途の例示		経費の範囲の考え方
資料購入費	会派による活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）	書籍購入代 新聞等購読料 定期刊行物購読料 その他資料購入費 （CD-ROM、 ビデオテープ等）		<ul style="list-style-type: none"> ・「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データを含む ・「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費（年会費・月会費等）などを含む ・領収書の写しを添付 ・資料の内容及び購入数量の妥当性を確認する
事務費	会派による活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）	事務用品・備品購入費	購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しを添付（使用実態に応じて按分） ・資産形成につながる高額なものは不可
		備品維持費	リース料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等の写しを添付（使用実態に応じて按分）
		文書通信費	郵送料 電話料 プロバイダ料	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の写しを添付（使用実態に応じて按分）
		消耗品購入費	購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しを添付（使用実態に応じて按分） ・内容及び購入数量の妥当性を確認する ・政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内での名刺や会派幹事団の挨拶状等の印刷代は充当できる
人件費	会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）	給料		<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動に従事する割合に応じて按分する ・補助職員を政務活動以外の事務に従事させた場合には、それぞれの事務に従事した割合を明確にし、政務活動費により支出する人件費の額はその割合以内とする ・議員の政務活動を補佐しているという位置づけであれば、会派の会計担当者を雇用する人件費に充当することができる *議員の親族を政務活動の補助職員として雇用し、政務活動費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない ただし、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務活動費を充当することができるものとする。 *人件費への政務活動費の充当については、議員1人当たり年額 180 万円を超えない範囲で、かつ、最低賃金法等関係法令を遵守する。
		社会保険料		
		アルバイト賃金		

ウ 経費の範囲の運用指針

(7) 交通費、宿泊費、ガソリン代等

【交通費、宿泊費、ガソリン代等の支出について】

交通費、宿泊費、ガソリン代等の支出は、政務活動における調査研究その他の活動が自発的活動であり、所要金額を議員自身が把握できるものであることから、**実費弁償が原則**となる。

- a 政務活動は、議員の自発的意思に基づいて行うものであり、いわば旅行者自身が旅費の支給権者であることから、一定の基準に基づく支給を行うのではなく、**現に要した費用を充当する、所謂、「実費」による。**
- b **ガソリン代**について
自家用車を使用した際のガソリン代は、**交通費が実費支出が原則であるものの、自家用車を使用した際の交通費は、その算出が困難なこと等から、特例として、1 km当たり37円を「走行距離」に乗じて得た額を支出することとする。**
なお、**走行距離は議員の実測による。**
また、この支出は、政務活動費の支払証明書により議員が証明する。
- c **交通費、宿泊費**について
交通費、宿泊費等の内容や額は、社会通念上許容される範囲のものである必要がある。
- d **自己所有の自動車を、政務活動に使用する場合の自動車の車検代、保険料、修理代の取扱い**について
政務活動に自動車を使用する際の費用は、交通費として取扱うこととなる。
従って、政務活動費で支出できるのは、ガソリン代及び有料道路通行料、駐車料等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に支出することは適当でない。

(4) 会費等の支出の考え方

【会費等の支出について】

議員が選挙区等において、各種団体等からの要請によって参加する会合や集会に負担する会費等については、その出席する会合や集会の目的が、「政務活動」として適当か否か、その会合や集会の個々具体的な内容や実態により判断することとなる。

- a 所謂、「会費等」の支出は多様性があり、個別具体的な支出にあたっては、判断が難しいものがあるが、「県政に関する地域住民の要望・意見を聴取する等、政務活動のために議員が出席する各種会議等に要する経費」をいうものである。

- b 従って、議員として参加する会議や会合であっても、**その内容が、飲食・会食を主目的とするもの、懇親が目的であるもの等**、外形的に、或いは社会通念上、一般県民の常識上、政務活動の目的を有する会議や会合ではないと認識されるものは、**政務活動費の支出対象とはならない。**
- c 例えば、学生時代の同窓会に議員が出席した場合、その席上で、友人や参加者と県政に関する話題で有益な意見交換がなされたとしても、その同窓会の参加費用は、一般的にはセレモニーの後の懇親のための飲食代というのが相場と思料されるので、政務活動費の支出対象にはなり得ない。
- d また、議員が主催する会議や会合での茶菓の提供は支出可能であるが、アルコール・食事代等の支出は適当ではない。
- e なお、政務活動費から支出できない会議や会合の費用の具体例としては、次のような例が考えられる。

- ① 政党活動経費への支出
党大会への出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、政党構成員として招待された式典、会合への出席費用、党大会賛助金、党大会参加費用、政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費 等
- ② 後援会活動経費への支出
後援会活動への出席費用、他議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 等
- ③ 私的活動経費への支出
宗教活動経費（檀家総代会、報恩講、宮参り等）、
祝賀会・祭祀・祭礼等の参加経費、親睦会、レクリエーション等への参加経費、
ロータリークラブ・ライオンズクラブ・趣味の会等経費、
議会内の親睦団体（野球部、ゴルフ部等）の会費
冠婚葬祭への出席費用（葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等）
慶弔餞別費等（見舞金、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）
- ④ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
- ⑤ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ⑥ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会・役員会・総会の出席費用の支出
- ⑦ 団体役員や経営者としての資格など個人の社会的地位により招待された式典、会合への出席費用

(ウ) 按分による支出の考え方

【事務所費、人件費、事務費の支出について】

経費のうち、「**人件費**」、「**事務費**」及び「**事務所費**」は、政務活動のほか、それ以外の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する政務活動に要した時間の割合等によって経費を按分し、政務活動に要した経費相当額のみを政務活動費から支出することとする。

a 按分の方法の考え方は、次の考え方を参考とする。

(a) 人件費

- ① 事務所職員を政務活動以外の活動にも従事させている場合
政務活動に従事する平均時間、日数等により按分する。
- ② 政務活動に専従している場合全額を政務活動費から支出できる。

〔按分の例〕

・勤務実績表に基づく按分

政務活動に関する勤務実績表を作成して、政務活動費の充当比率を求める。

・業務実績（推計）に基づく按分

$$\text{〔式〕} \quad \frac{\text{政務活動に係る業務 (A)}}{\text{政務活動に係る業務 (A) + それ以外の活動 (B)}}$$

(b) 事務費（通信費）

政務活動費に係る通話時間（概数）、使用頻度で按分する。

なお、FAXの使用状況のように、一般通話、携帯電話の使用明細を発行してもらい、相手先番号により振り分け、按分する方法も考えられる。

・使用実績の割合（推計）に基づく按分

$$\text{〔式〕} \quad \frac{\text{政務活動に係る業務 (A 時間等)}}{\text{政務活動に係る業務 (A 時間等) + それ以外の活動 (B 時間等)}}$$

(c) 事務費（備品・消耗品等）

・使用実績の割合（推計）に基づく按分

$$\text{〔式〕} \quad \frac{\text{政務活動に係る業務 (A)}}{\text{政務活動に係る業務 (A) + それ以外の活動業務 (B)}}$$

(d) 事務所費（光熱水費を含む）

7頁の調査委託費に係る充てることができる経費の範囲についての考え方に該当するものである。

議員が事務所を設置している場合は、会派の経理責任者に「事務所設置状況報告書」を提出し、所有区分、兼用の有無及び面積等を明確にする。

事務所が複数の機能を兼ねる場合の按分率算出の基準例を次のとおりとする。

① 使用実績（活動時間等）による按分

賃借料、光熱水費等は政務活動活動実績により按分する。

政務活動	それ以外の活動
------	---------

〔式〕	政務活動（時間 A）
按分割合（％）＝	$\frac{\text{政務活動（時間 A）}}{\text{政務活動（時間 A）} + \text{それ以外の活動（時間 B）}}$

② 使用領域（面積）による按分

事務所が複数の機能を兼ねる場合、可能な限り外形的な分離・区分を示せる区切りなどを設ける等、分離独立させることが望ましい。

分離区分ができる場合は、政務活動に使用する部分とそれ以外の使用部分の使用領域（面積）で按分する。

〔式〕	政務活動に使用する面積（B）
按分割合（％）＝	$\frac{\text{政務活動に使用する面積（B）}}{\text{事務所全体の面積（A）}}$

経費のうち、「人件費」、「事務費」及び「事務所費」は政務活動以外の活動にも使用される可能性があり、その性質上、政務活動に要した部分とそれ以外の活動に要した部分を明確に区分することが困難であると考えられるが、政務活動費は、政務活動に要した経費しか支出できないことから、按分により、政務活動に要した経費部分を算定して支出することとしているものである。

b 按分率の見出し方について

按分率を見出すためには、使用実績等を積み上げて、その割合を求める。
面倒でも、按分率を費目毎に一定の数値で予め決めるといふわけにはいかない。

(a) 人件費

- ・ 給料 → 例；従事時間、従事日数

(b) 事務費

- ・ 通信費 → 例；通話時間数、使用頻度
- ・ 備品・消耗品等 → 例；使用頻度

(c) 事務所費

- ・ 賃借料 → 例；使用面積
- ・ 光熱水費 → 例；使用頻度、時間、使用面積

※公聴広報費について、同じ広報紙に県政報告など政務活動の内容としての広報と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動が掲載されている場合は、紙面の割合により按分する。

また、「人件費」、「事務費」及び「事務所費」と同様の割合を上限として、適切に按分する。

なお、ホームページの作成費、運営費及び更新費についても同様の取扱とする。

(I) 領収書等の添付及び使途等の記載

- a 収支報告書に添えて提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しは、「証拠書類の添付様式」に添付し、次の事項を記載する。

(a) 使途及び内容等

政務活動費充当の原因となった政務活動について、事業名（会派の実施計画に基づく事業名）、実施日、実施場所、目的、相手方等について記載する。

記載例：【事業名】○○

【内容】平成○年○月○日、○県○市で○○（相手方等）を対象に実施した○○調査に要した鉄道賃、宿泊料

(b) 按分の割合と按分の割合に基づく支出額

（「事務所費」、「事務費」及び「人件費」等）

(c) 政務活動費の支出額

（按分による支出額以外で、経費の一部に政務活動費を充当した場合等、領収書等の額面金額では政務活動費の支出が判明しない場合）

個々の支出が充てることができる経費の範囲に沿ったものであるか、また、政務活動費がいくら支出されたかを明確にするために、領収書等に必要な事項を記載することとする。

なお、収支報告書に記載されている内容に間違い等がないかを確認するためにも、領収書等には、これらの記載が必ず必要なので注意する。

4 会計処理

(1) 政務活動に要した経費の支出方法

ア 会派からの支出

政務活動に要する経費については、会派が直接支払うことが原則である。

イ 議員又はグループからの支出

議員又はグループが会派に政務活動に要した経費を報告し、会派から所要額の支払いを受けることを基本とする。

(2) 政務活動費の経理方法

ア 会派の政務活動費経理責任者が行う事務

会派全体に係る会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を5年間整理保管しなければならない。

したがって、会派が解散等により消滅した場合であっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存するものとする。

イ 議員又はグループが行う事務

会派が計画した政務活動の一部を分担した議員又はグループは、政務活動に要した経費に係る会計帳簿を調製するとともに証拠書類の整理を行い、会派が指示する日までに、経理責任者に会計帳簿と証拠書類（活動記録簿を含む。）を提出する。

- 提出する証拠書類は、領収書、口座振替書、契約書、研修会等の資料、活動記録簿、支払証明書等とする。
- 領収書は、原則、全ての支出について徴することとする。

ただし、鉄道賃、バス賃、航空運賃等領収書を徴する事ができない場合には、支払証明書を提出する。

ウ 会計帳簿の調製

会派及び議員又はグループは、経費ごとに会計帳簿を調製することとし、参考様式は別紙のとおりとする。

(3) 政務活動費の返還

交付を受けた政務活動費の総額より充てることができる経費の範囲に従って行った支出の総額が下回った場合には、政務活動費に「残余」が生じたことになり、その額を返還することになる。

なお、収支報告書に記載された内容から、充てることができる経費の範囲に従っていないと判断される支出についても「残余」と見なされるため、留意すること。

5 政務活動の報告

議員又はグループは、分担して実施した政務活動について政務活動報告書を作成し、会派に提出する。

会派は、全体の政務活動について、政務活動報告書を取りまとめ、整理保管する。

6 収支報告

(1) 収支報告書等の提出、及び閲覧又は写しの交付

ア 収支報告書等の提出

(7) 収支報告書の提出時期

a 会派の代表者はその年度における収支報告書を、その年度の末日の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出しなければならない。

b 会派が解散したときは、その代表であった者は、その日の属する月までの収支報告書を、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(4) 収支報告書に添えて提出する証拠書類等

a 領収書（添付様式に貼付したもの）（写し）

b 支払証明書（写し）

c 政務活動報告書（主なもの）

イ 収支報告書等の閲覧又は写しの交付

(7) 閲覧等制度

会派から提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（5月31日）から、閲覧又は写しの交付を行う。

(4) 非開示情報の取り扱い

会派から提出された書類は、栃木県議会情報公開条例第7条の非開示情報を除き、全て閲覧に供し、又はその写しを交付する。

7 調 査

(1) 議長の調査

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書又は収支報告書等修正届が提出された後、必要に応じて会派が整理保管している証拠書類等の調査を行う。

ア 収支報告書と会計帳簿、証拠書類との照合

イ 政務活動費の支出内容と充てることができる経費の範囲との照合 等

(2) 議会事務局による確認

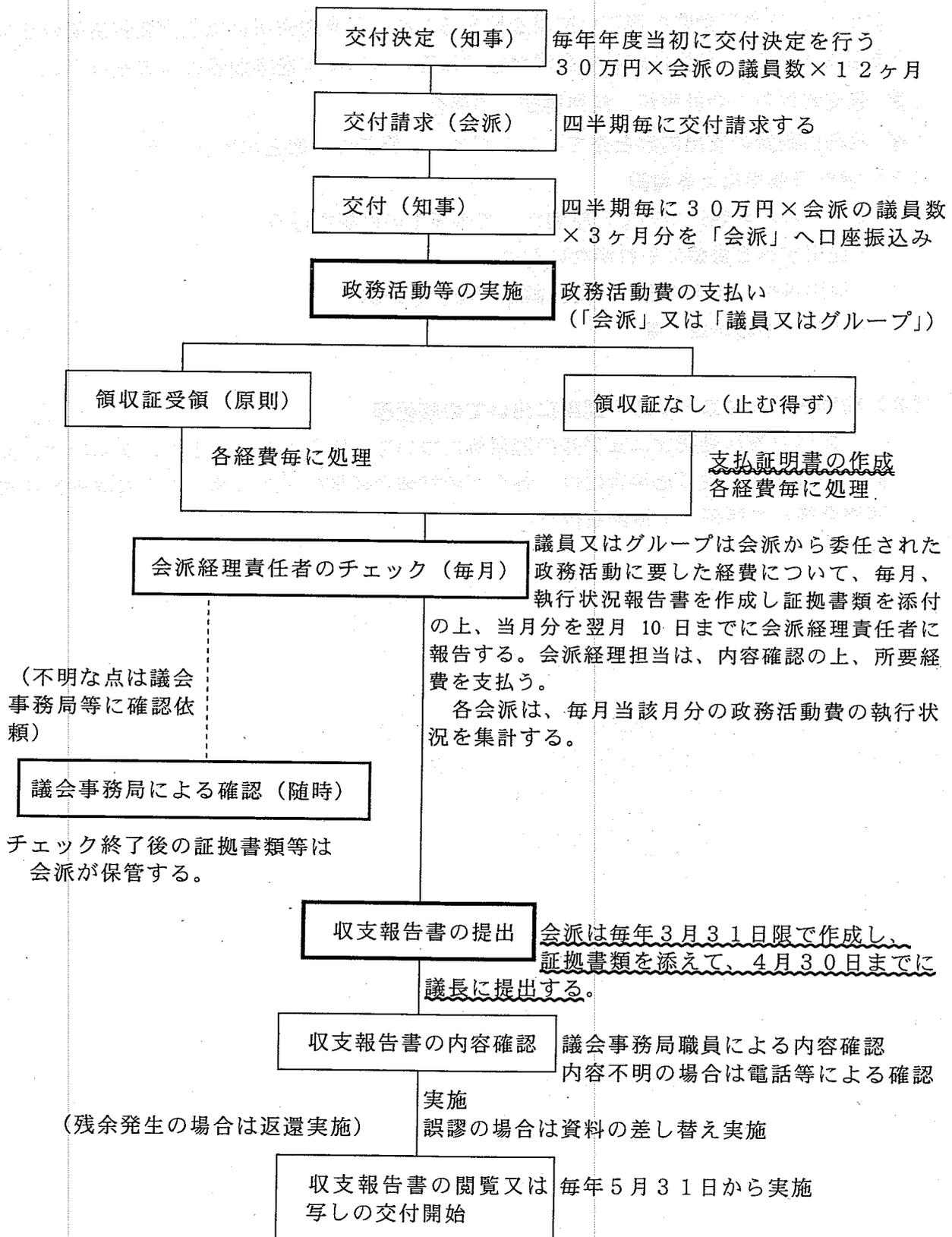
提出された書類について、原則として書面上の確認を行う。

- ・提出すべき書類にもれがないか確認
- ・提出書類の記載内容について、誤りがないか確認
- ・按分比率の確認 等

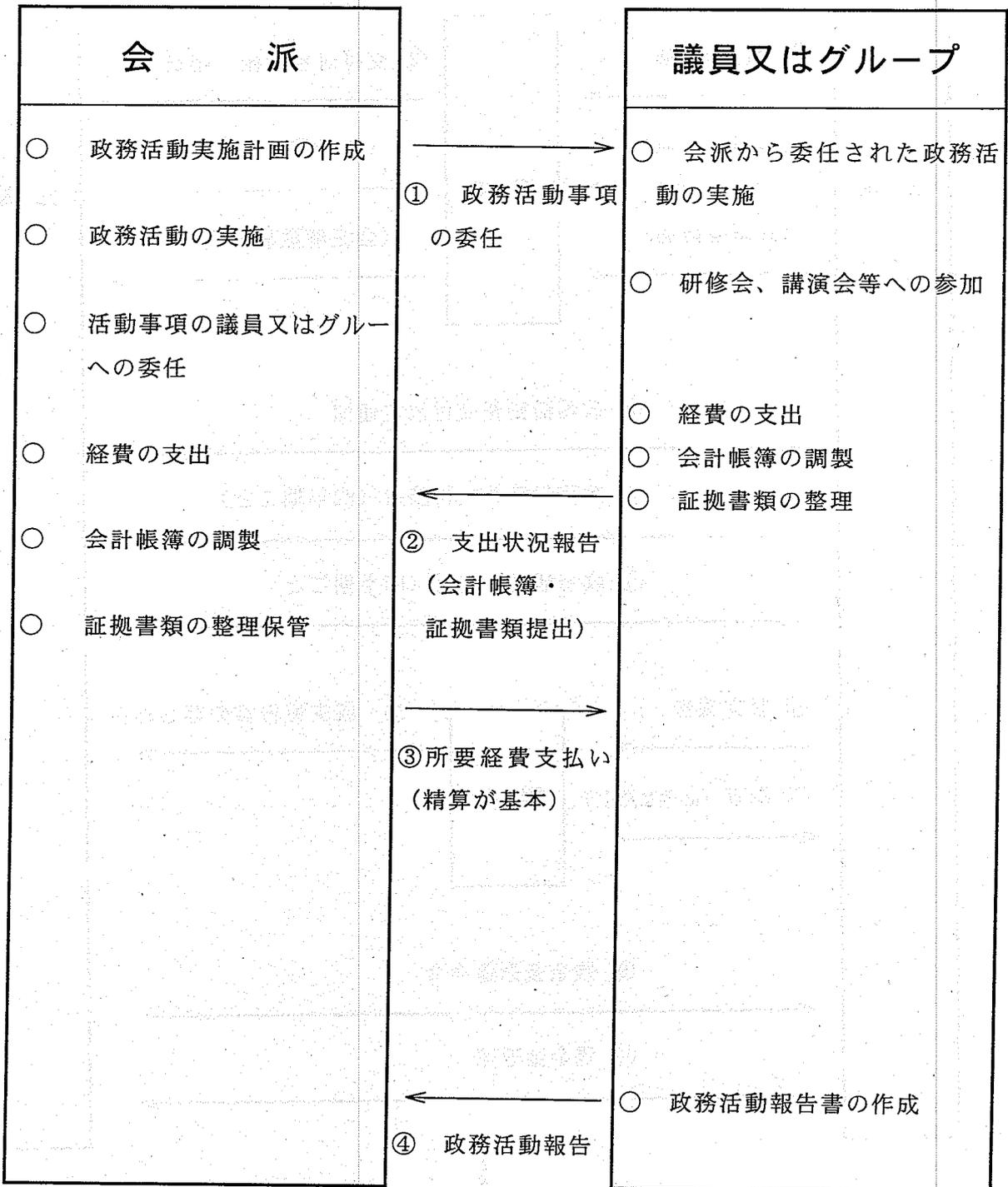
(3) 政務活動費マニュアルの運用における疑義等

会派は政務活動費マニュアルの運用等について、疑義が生じたとき、あるいは、見直しの必要性が生じた場合には、各会派の経理責任者による「政務活動費経理責任者連絡会議」を開催して協議を行う。

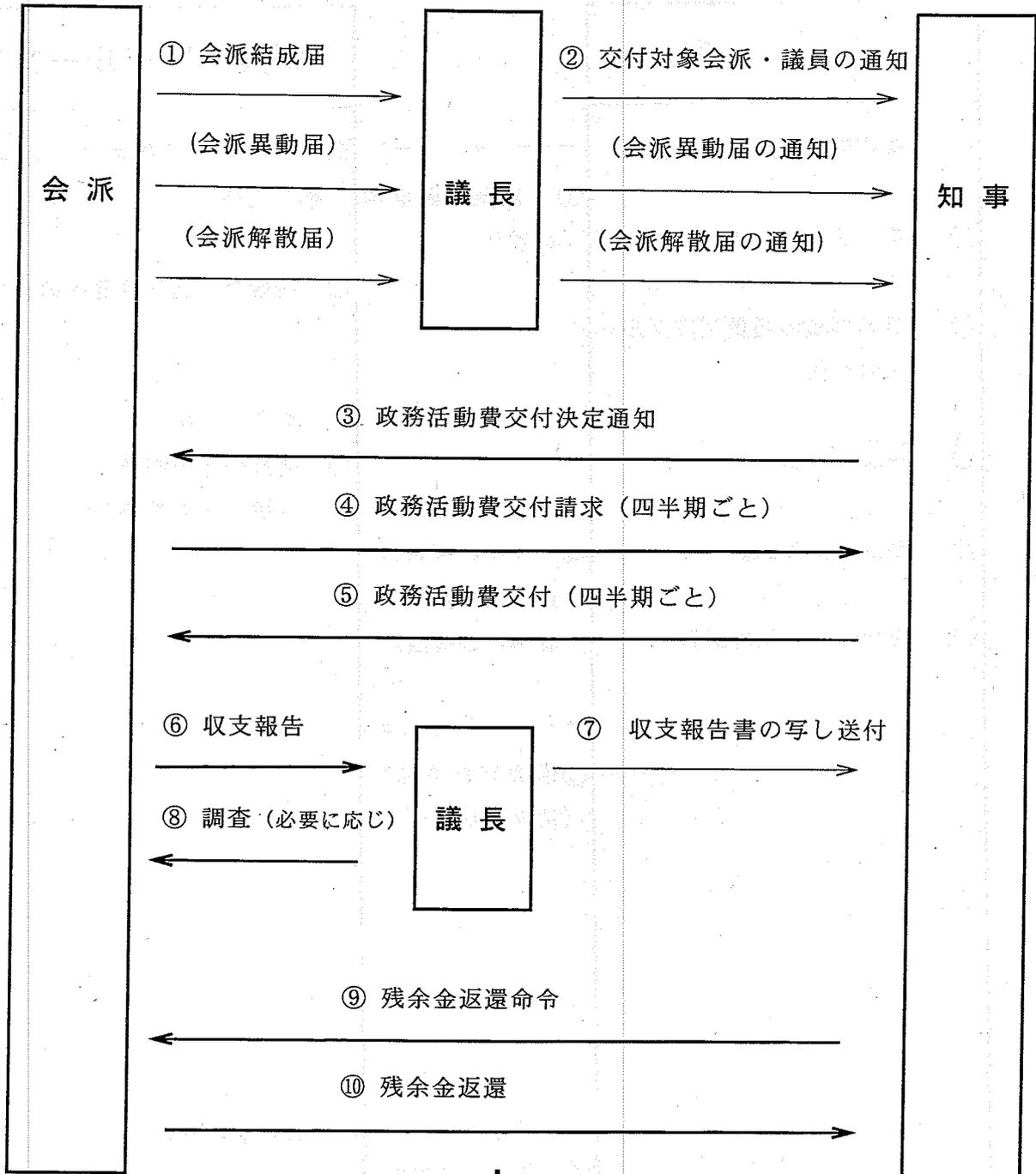
8 政務活動費手続きの流れ



政務活動費交付手続き等フロー



政務活動費交付手続き等フロー



収支報告書の閲覧又は写しの交付
(提出期限の翌日から起算して
30日を経過する日の翌日から)

(資 料 編)

関 係 法 令 等

1. 地方自治法（第100条第14・15・16項） ----- 25
2. 栃木県政務活動費の交付に関する条例 ----- 26
3. 栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程 - 32
4. 栃木県議会情報公開条例第7条 ----- 41

地方自治法（抄）第100条第14・15・16項

第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

○栃木県政務活動費の交付に関する条例

平成十三年三月九日

栃木県条例第一号

栃木県政務活動費の交付に関する条例をここに公布する。

栃木県政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付)

第二条 政務活動費は、栃木県議会における会派(所属議員が一人であるものを含む。以下「会派」という。)に対し、交付する。

(政務活動費の交付の額等)

第三条 会派に交付する政務活動費の月額は、三十万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の所属議員の数は、月の初日における会派の所属議員数による。
- 3 月の初日以外の日において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属する会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。
- 4 会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(会派の届出)

第四条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を記載した会派結成届を議長に提出しなければならない。

- 一 会派の名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 政務活動費経理責任者の氏名
 - 四 所属議員数
 - 五 会派の結成の年月日
 - 六 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に異動があったときは、会派が解散した場合を除き、その年月日及び異動に係る事項を記載した会派異動届を議長に提出しなければならない。
 - 3 会派が解散したときは、その代表者であった者は、その年月日を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第五条 議長は、前条第一項の規定による会派結成届の提出があった会派について、毎年四月一日現在における同項各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

2 議長は、前条第一項の会派結成届、同条第二項の会派異動届又は同条第三項の会派解散届の提出があったときは、速やかに、その内容を知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の決定等)

第六条 知事は、前条各項の規定による通知があったときは、速やかに、政務活動費の交付の決定又はその変更の決定をし、会派の代表者(会派が解散したときは、その代表者であった者)に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の方法等)

第七条 会派の代表者は、前条の規定による通知があったときは、毎四半期の最初の月の二十日までに当該四半期に属する月分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一の四半期の途中において会派を結成した場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月)以降の月分の政務活動費を速やかに請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、その日の属する月までの月分の政務活動費を請求するものとする。この場合において、当該四半期における残りの月分の政務活動費については、その日の属する月の翌月において速やかに請求するものとする。

3 知事は、前二項の規定による請求があったときは、速やかに、政務活動費を交付するものとする。

4 知事は、一の四半期の途中において会派の所属議員数に異動があったときは、当該会派に既に交付した政務活動費については、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月)以降の月分の政務活動費から調整するものとする。

5 一の四半期の途中において会派が解散したときは、その代表者であった者は、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月)以降の月分の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第八条 政務活動費は、会派(その所属議員を含む。別表において同じ。)による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

(収支報告書の提出等)

第九条 会派の代表者は、その年度における次に掲げる事項を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「証拠書類の写し」という。)を添えて、

その年度の末日の翌日から起算して三十日以内に、これを議長に提出しなければならない。

一 会派名

二 交付を受けた政務活動費の総額

三 政務活動費による支出の総額及びその内訳

四 前三号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会派が解散したときは、その代表者であった者は、その日の属する月までの収支報告書に証拠書類の写しを添えて、その日の翌日から起算して三十日以内に、これを議長に提出しなければならない。

3 議長は、前二項の規定による収支報告書の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

(収支報告書の修正等)

第九条の二 会派の代表者は、前条第一項又は第二項の規定により提出した収支報告書及び証拠書類の写しに訂正があるときは、収支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による収支報告書の修正の場合について準用する。

第十条 削除

(政務活動費の返還)

第十一条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存、閲覧及び写しの交付)

第十二条 第九条第一項又は第二項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し並びに第九条の二第一項の規定により提出された収支報告書等修正届(以下「収支報告書等」という。)は、議長において、当該収支報告書及び証拠書類の写しを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書及び証拠書類の写しを提出すべき期間の末日(収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあっては、当該収支報告書等修正届が議長に提出された日)の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日からすることができる。

4 議長は、第二項の規定による請求があったときは、栃木県議会情報公開条例(平成十二年栃木県条例第一号)第七条に規定する非開示情報を除き、当該収支報告書等を閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

(費用負担)

第十二条の二 前条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(政務活動費の使途の透明性の確保等)

第十二条の三 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

別表（第8条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派による県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費（資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	1 会派による研修会、講演会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等） 2 他の団体等が開催する研修会、講演会等（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
広 聴 広 報 費	会派による県政に関する広聴広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	1 会派による各種会議、住民相談会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等） 2 他の団体等が開催する各種会議（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
資 料 作 成 費	会派による活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、委託費、原稿料等）
資 料 購 入 費	会派による活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
事 務 費	会派による活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）
人 件 費	会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一号)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成二〇年条例第三四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第二〇号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二四年条例第三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の栃木県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務活動費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の栃木県政務調査費の交付に関する条例第四条第一項及び第二項の規定によりされている提出は、施行日以後に交付する政務活動費に関する規定の適用については、それぞれ新条例第四条第一項及び第二項の規定によりされた提出とみなす。

附則(平成二四年条例第三号)

(施行期日)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

○栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成十三年三月三十日

栃木県議会告示第一号

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程を次のように定める。

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、栃木県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年栃木県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第二条 条例第四条第一項の会派結成届は、別記様式第一号によるものとする。

2 条例第四条第二項の会派異動届は、別記様式第二号によるものとする。

3 条例第四条第三項の会派解散届は、別記様式第三号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第三条 条例第七条第一項又は第二項の規定による請求は、別記様式第四号により行うものとする。

第四条 削除

(収支報告書)

第五条 条例第九条第一項又は第二項の収支報告書(以下「収支報告書」という。)は、別記様式第五号によるものとする。

(収支報告書への証拠書類の写しの添付)

第六条 条例第九条第一項及び第二項の規定による証拠書類の写しの添付は、条例別表に掲げる経費の区分ごとに、別記様式第六号により行うものとする。

2 前項の場合において、領収書その他の証拠書類の取得が困難であるときは、支払証明書(別記様式第七号)を添付するものとする。

(収支報告書等修正届)

第七条 条例第九条の二第一項の収支報告書等修正届は、別記様式第八号によるものとする。

2 前項の収支報告書等修正届には、既に提出した収支報告書及び証拠書類の写しを修正し、修正の箇所に押印したものを添付するものとする。この場合において、削った部分

は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(証拠書類等の整理保管)

第八条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧等)

第九条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書、証拠書類の写し及び収支報告書等修正届(以下「収支報告書等」という。)の閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、収支報告書等閲覧・写し交付請求書(別記様式第九号)を議長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 条例第十二条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該収支報告書等を複写機により日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付 一面につき十円

二 当該収支報告書等を複写機により日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付 一面につき八十円

7 条例第十二条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者は、送付に要する実費を負担して、当該収支報告書等の写しの送付を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年議会告示第一号)

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年議会告示第二号)
この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年議会告示第一号)
この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

年 月 日
栃木県議会議長 様
会派の名称
代表者の氏名 印
会派結成届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 会派の結成の年月日
- 6 所属議員氏名

別記様式第2号 (第2条関係)

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

印

会派異動届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員氏名		

別記様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

印

会派解散届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記様式第4号 (第3条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

会派の名称

代表者の氏名

印

年度政務活動費請求書

栃木県政務活動費の交付に関する条例第7条第1項 (第2項) の規定により、次のとおり請求します。

金 円

ただし、 年 月～ 年 月分 (年 月分) として

別記様式第5号 (第5条関係)

年 月 日

栃木県議会議長

様

会派の名称

代表者の氏名

印

年度政務活動費収支報告書

栃木県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項(第2項)の規定により、次のとおり提出します。

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

経費	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残余

_____ 円

別記様式第6号 (第6条関係)

証拠書類の添付様式	経費	
	整理番号	
証拠書類の貼付欄		
用途の内容		
		政務活動費の支出額 _____ 円

別記様式第7号 (第6条関係)

政務活動費支払証明書

経費

番号	支払日	支払額	支払先	使途の内容	備考
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者

印

※ 備考欄には、政務活動費を^{あん}按分し、又は経費の一部に充当して支出した場合の支払総額を記載すること。

別記様式第8号 (第7条関係)

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名 印

年度政務活動費収支報告書等修正届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第9条の2第1項の規定により、年 月 日付で提出した年度政務活動費収支報告書等について、次のとおり修正します。

- 1 修正理由
- 2 修正する収支報告書等
 - ア 収支報告書
 - イ 証拠書類の写し

3 修正箇所及びその内容

- ア 収支報告書
 - (ア) 収入額 (修正前： 円・修正後： 円)
 - (イ) 支出額 (単位：円)

修正項目				
修正前金額				
修正後金額				
修正金額の差額				

(修正前金額合計： 円・修正後金額合計： 円)

(ウ) 残余額 (修正前残余額： 円・修正後残余額： 円)

イ 証拠書類の写し (修正箇所及びその内容を記載すること。)

4 残余額

- ア 修正の結果生じた新たな残余額は、 円であり、返還する。
- イ 残余額なし

(注) 1 該当する記号に○印を付すこと。

2 既に提出した収支報告書及び証拠書類の写しを修正し、修正の箇所に押印したものを添付すること。

別記様式第9号 (第9条関係)

収支報告書等閲覧・写し交付請求書

栃木県議会議長 様

栃木県政務活動費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

ア 閲覧 イ 写し交付	請求日	年 月 日
該当する記号に○印を付してください。		
閲覧又は写しの交付を請求する収支報告書等		
住所 法人にあっては、事務所又は事業所の所在地		
氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに閲覧者の氏名		
電話番号		
備考		

(注) 備考欄には、両面又はカラーによる複写を希望する場合等にその旨を記載すること。

栃木県議会情報公開条例 (抜粋)

(公文書の開示義務)

第七条 議長は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報
- 二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 議会の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 会派の活動に関する情報又は議員の活動に関する情報であって、公開することにより、会派の活動又は議員の活動に著しい支障が生ずると認められるもの
- 五 議会及び議会以外の県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼ

すおそれがあるもの

六 議会若しくは議会以外の県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報